

○大府市家具転倒防止器具取付け事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家具を固定することにより、災害時における家具転倒事故の防止を図り、もって高齢者が安心して生活できる環境を維持することを目的として実施する大府市家具転倒防止器具取付け事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家の中でも利用頻度の高い寝室、居間等の家具に転倒防止器具を取り付ける。
- (2) 取付け対象家具は、洋服ダンス、和ダンス、整理ダンス及び茶ダンスとする。
- (3) 転倒防止器具は、1世帯4個までとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、大府市とする。ただし、事業の運営の一部を市長が適当と認める民間事業者等に委託して行うことができる。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、65歳以上のひとり暮らしの高齢者とする。

(申請)

第5条 事業を申請しようとする者は、家具転倒防止器具取付け申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その結果を家具転倒防止器具取付け事業決定通知書又は家具転倒防止器具取付け事業却下通知書により通知するものとする。

(事業実施の条件)

第7条 決定の通知を受けた者は、市長が事業を実施するに当たり、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 借家の場合は、所有者の承諾を得ること。
- (2) 釘やネジが使用できること。
- (3) 取付け作業後の家具の移動、取付け器具の取り外し等を依頼しないこと。
- (4) 取付け家具の損害賠償はしないこと。

(費用負担)

第8条 事業に係る利用料は、無料とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。